

## 社会福祉法人寿 役員の報酬等に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿（以下「法人」という。）の役員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

### (定 義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

### (報 酬)

第3条 役員等の報酬は、下記に定める額を上限として支給することができる。

第4条 役員等が召集に応じて出席した時は、実費弁償として、別表の通り支給する。

### (改 定)

第5条 この規程を改正する場合には、評議員会の議決を経なければならない。

### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月26日から施行する。

役 職 名	報 酬 額	費 用 弁 償
理 事 長	月 額 100万 円	—
業 務 執 行 理 事	月 額 80万 円	—
理 事・監 事	日 額 — 円	実 費